

平成26年（行ウ）第15号 行政処分（生活保護変更決定処分）取消請求事件
裁判官 古市文孝 豊臣亮輔 荻野史菜（言渡日 令和7年2月28日）

判 決 要 旨

【主文】 *別紙2「処分一覧表」は、本判決要旨では省略

- 1 本件訴訟のうち、原告35の請求に関する部分は、令和5年9月11日頃から同月20日頃までの間の同原告の死亡により終了した。
- 2 処分行政庁が、別紙2「処分一覧表」の「処分の名宛人」欄記載の各原告に対して同別紙の「処分日」欄記載の各日付けでした生活保護法25条2項に基づく保護変更決定（ただし、同表の原告35に対するものを除く。）をいずれも取り消す。
- 3 訴訟費用（原告35と被告との間に生じたものを除く。）は、被告の負担とする。

【事案の概要】

1 事案の骨子

厚生労働大臣は、平成25年厚生労働省告示第174号（平成25年告示）により、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。保護基準）を改定した（本件改定）。これを受けて、処分行政庁は、各原告に対し、生活扶助の支給額を減額する旨の各決定（本件各決定）をした。

本件は、原告ら（31名）が、本件各決定は違憲、違法であると主張して、被告に対し、本件各決定の取消しを求める事案である。

2 本件改定の概要

(1) 本件改定は、平成25年から平成27年までの3年間にわたる生活扶助基準（保護基準別表第1）の一連の段階的な改定（本件全改定）のうち、その初回に実施された改定である。

(2) 本件全改定は、本件改定前の生活扶助基準を主に2つの観点から調整するものである。

ア 1つ目は、ゆがみ調整と呼ばれ、本件改定前の生活扶助基準と、第1・十分位の消費実態との間における乖離を是正するものである。ただし、ゆがみ調整では、前記乖離の程度の2分の1のみを生活扶助基準に反映させた（2分の1反映）。

イ 2つ目は、デフレ調整と呼ばれ、物価の動向を勘案して本件改定前の生活扶助基準を改定するものである。

厚生労働省は、デフレ調整において、総務省統計局が作成する消費者物価指数（総務省CPI）を基に、全ての指数品目から、①生活扶助以外の扶助で賄われる品目（家賃、教育費、医療費など）及び②原則として保有が認められておらず又は免除されるため生活保護受給世帯において支出することが想定されていない品目（自動車関連費、NHK受信料など）を除いて、消費者物価指数を独自に算定した（生活扶助相当CPI）。具体的には、平成20年平均生活扶助相当CPI及び平成23年平均生活扶助相当CPIを算定した。そして、平成20年平均生活扶助相当CPIと平成23年平均生活扶助相当CPIとを用いて、平成20年から平成23年までの物価変動率を-4.78%（本件下落率）と算定し、前記アのゆがみ調整をした後の生活扶助基準額に 0.9522 （ $1 - 0.0478 = 0.9522$ ）を乗じて反映させた。平成20年平均生活扶助相当CPI及び平成23年平均生活扶助相当CPIの算定に当たっては、平成22年の家計調査の結果（全国・2人以上世帯・全収入階級）に基づくウェイト（家計の消費支出全体に占める各品目の支出金額の割合）が算定要素とされた。

【争点】

本件改定をした厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があると認められるか。

【争点に対する判断の概要】

1 結論

本件改定をした厚生労働大臣の判断には、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があると認められる。

2 理由の要旨

(1) ゆがみ調整について

ゆがみ調整を行うこととした厚生労働大臣の判断過程（2分の1反映の判断過程を含む。）は、いずれも統計等の客観的数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性を欠くものとはいえず、その判断の過程及び手続に過誤、欠落があると解すべき事情はうかがわれない。

(2) デフレ調整について

デフレ調整を行うこととした厚生労働大臣の判断過程のうち、①ウエイト参照時点（物価指数の算定に当たり特定の一時点のウエイトを参照する場合における当該時点）を平成22年とした判断過程は、専門的知見との整合性を欠く部分がある。また、デフレ調整を行うこととした厚生労働大臣の判断過程のうち、②生活扶助相当CPIの算定に当たり、家計調査の結果に基づくウエイトのデータを用いるのが相当であるとした厚生労働大臣の判断過程は、一部に論理の飛躍があり、その余についても、生活保護受給世帯の消費実態とは異なる家計調査の結果に基づくウエイトのデータを用いた点において、統計等の客観的数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性を欠く部分がある。前記の各判断過程が統計資料の精度等の観点からみれば不合理とはいえないことを考慮しても、前記各判断過程の瑕疵が本件下落率に与えた著しい影響を含め総合してみれば、前記各判断過程は、明らかに合理性を欠くといえる。

以上